

第4回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年7月12日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎4階 第1委員会室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員
- 4 欠席委員 田中委員、山本委員
- 5 出席職員
 - ・人材育成課 渡邊総務部次長兼人材育成課長、石戸課長補佐、中橋係長
 - ・都市計画課 長橋都市計画部次長兼都市計画課長、駒木根課長補佐、近藤係長、園部技術員
 - ・コミュニティ課 樋口コミュニティ課長、竹之内課長補佐、川名係長
 - ・社会福祉課 豊田社会福祉課長、池田係長
 - ・学校教育課 前川学校教育部次長兼学校教育課長、染谷係長
 - ・国保年金課 今野市民生活部次長兼国保年金課長、吉野課長補佐、佐藤係長
- 6 事務局 秋元財政部次長兼財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、星野主事
- 7 傍聴者 1名
- 8 議 題
 - (1) 平成29年度補助金等ヒアリング(1日目)
 - ① 職員互助会補助金(人材育成課)
 - ② 街づくり組織活動費補助金(都市計画課)
 - ③ 市民まつり事業費補助金(コミュニティ課)
 - ④ 流山市民活動団体公益事業補助金(コミュニティ課)
 - ⑤ 社会福祉協議会事業費補助金(社会福祉課)
 - ⑥ 小中学校特色ある教育活動推進事業協議会育成助成金(学校教育課)
 - ⑦ はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金(国保年金課)
 - (2) その他

9 配布資料

(1) ヒアリング日程表

(2) 評価表 (ヒアリング対象39件、対象外50件)

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第4回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席5名、欠席委員2名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日から5日間にわたりヒアリングを行います。

前回の審議会の中でヒアリング対象とした補助金のうち、本日は日程表にありますとおり、6課・7件の補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日の配布資料は会議次第の次に5日間のヒアリング日程表と評価表、それからヒアリング対象外ですが評価の対象となっているものの評価表について配付しております。

また、修正事項について1枚配付しておりますが、これまで配付いたしました平成29年度補助金の一覧表と実行プランについて7件の修正がありましたので報告させていただきます。

実行プランの修正した部分については、「障害者福祉団体運営事業費補助金」は、6補助金を平成27年度に統合し一つにまとめたため、創設年度を平成18年度から平成27年度に修正、「私立保育所整備費借入金利子補給金」の予算確定額を160千円から185千円に修正、「再資源物回収事業奨励金」の平成28年度当初予算額を104,504千円から103,904千円に修正、「高年齢者等雇用促進奨励金」と「障害者職場実習奨励金」は創設年度を平成21年度から平成7年度に修正、補助金一覧表の「農林水産業振興に関する補助金(園芸用廃プラ対策協議会)」と「農林水産業振興に関する補助金(青年就農給付金支援事業)」の国県補助を無から有に修正させていただきます。なお、国県補助金の有るものは今回の審査対象ヒアリングから除くことになります。

このことにより、これまで報告しておりました審査対象の補助金は91件から89件になり、ヒアリング対象補助金については40件から39件になります。

私からは以上です。

(山口会長)

修正については了解しました。それから前回お願いしました、国県補助有のものか

ら何件か説明していただくものを選んでいただくことになっておりましたが、事務局いかがですか。

(事務局)

7月26日のヒアリングの時に障害者支援課から2件、8月2日に保育課から2件の国県補助金について説明していただきます。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【人材育成課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(渡邊人材育成課長)

「流山市役所職員互助会補助金」は、本市職員で構成する団体「職員互助会」に対して交付しているもので、「職員互助会」は、職員からの会費と他の事業からの手数料及び補助金を財源として、会員相互共済と福利増進を図ることを目的とした事業を実施しています。

市には、地方公務員法第42条に規定される、元気回復のための福利厚生事業を実施する義務がありますが、補助金を交付することにより、「職員互助会」がその役割を補完している形となっています。

補助の対象事業は、「流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱」に規定された、福利厚生事業と自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業に限られています。

平成29年度補助金予算額は500万円です。内訳は、福利厚生事業に400万円、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業に100万円としています。

補助金については、毎年実績報告を行い、不用額が生じた場合には返還をしています。

更に、平成26年度の補助金等審議会でご指摘を受けた福利厚生事業については、平成26年度をもってレクリエーション事業に対する補助をやめ、平成27年度以降は職員の健康増進を目的とするものに限り補助の対象としております。健康増進を図るものとして、人間ドッグ受診時の助成、健康診断等において要精密検査該当者への再検査に対する助成、及び予防接種に対する助成の3事業です。

自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業は、千葉縣市役所職員文化体育大会を始めとした、各種大会へ市の代表として派遣する事業です。

自治体職員を対象とした文化体育大会の派遣には、事前に各部活にヒアリングを行い、費用について精査し、必要最小限の補助額に努めました。

このように、より市民の理解を得られるよう、補助対象をレクリエーションから職員の健康増進に対するものに変更いたしました。

これにより平成27年度の補助金等審議会では、総合評価Bをいただくことができました。

今後につきましても、更に適切かつ効果的な補助事業となるよう検討していきたいと考えております。

次に、補助金審査の判断基準の5項目について申し上げます。

まず「公益性」についてですが、市は、各施策の推進方策として「健全で効率的な行財政運営」をあげています。その方針のひとつに、「限られた人員の中で、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応する政策形成能力と事務処理能力を有する職員の育成。及び複雑化する行政課題に対応した適材適所の職員配置。」があります。

昨今の職員を取り巻く環境は業務の複雑化・多様化等により大きく様変わりしており、ストレスを蓄積する職員も増加傾向にあります。そのような中、流山市は県下でも住民1,000人当たりの職員数が一番少ない状況で公務に励んでおります。

職員の福利厚生充実を図ることにより、疾病予防や仕事へのモチベーションが上がることを期待され、それにより市民ニーズに的確に対応する職員の育成に繋がると考えます。

次に「公平性」ですが、職員が元気で仕事に専念できることは、ひいては市民サービスの向上に繋がっていくものと考えます。

次に「必要性」ですが、この事業は直接的には市民に影響がないように思われますが、市民は職員に対し、能力を最大限に発揮すること、能力を最大限発揮できる状態であることを望んでいると思われます。また、職員互助会では、事業実施のために職員からの会費と他の事業からの手数料等を財源としていますが、年々財源が減少し財政は非常に厳しい状態です。そのため、職員組合からは、増額の要望があげられている状況です。

次に「効果」ですが、福利厚生事業については、職員の疾病予防及び疾病の早期発見によって健康が維持され、安定した勤務につながると思います。また、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業では、各部で大会に向けた活動を通し、年齢や職種にとらわれない職員間の交流ができ、それが仕事における人間関係の円滑さに寄与しているものと思います。

最後に、「適切性」ですが、互助会活動は、職員からの会費と他の事業からの手数料を主な財源として行っており、毎年、互助会理事会及び評議員会で事業報告、決算報告、事業計画及び予算計画を審議しています。

説明は以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(神田委員)

文化体育クラブの対象は何クラブあって、何人位が派遣されたのか伺います。

(渡邊人材育成課長)

平成28年度決算の実績では対象が17クラブで、派遣した全体の人数については把握しておりませんが、対象クラブのうち10クラブが、流山を代表して色々な大会に出ており、一例としてはテニスや野球、卓球、サッカー、バレークラブなどがあります。

(山口会長)

平成26年度の補助金等審議会でも指摘しましたが、市民目線では福利厚生事業のうちレクリエーション事業に対する見方は厳しいと思います。

しかし、指摘を受けた後は職員の健康増進を目的とするものに限り補助対象とするとして改善されております。

他になれば、以上で人材育成課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【人材育成課 退室】

【都市計画課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(園部技術員)

「街づくり組織活動費補助金」は、流山市街づくり条例の規定により交付しています。

まず、流山市街づくり条例についてご説明させていただきます。平成21年4月に施行された「流山市自治基本条例」の基本理念にのっとり、都市計画及び街づくりにおける市民参加及び協働の街づくりを推進するため必要な事項と、都市計画法による都市計画の手續及び建築基準法による建築協定の手續を定めることにより、良質で魅力的な街づくりを実現することを目的としています。

建築物は、都市計画法によって決められた用途地域・建蔽率・容積率等の制限と、建築基準法によって決められた建築物の用途の制限等を守れば建築することができます。さらに、良質な住環境を維持する又は誘導するには、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定を市民が主体となって策定し、良質な住環境をつくる方法があります。

地区計画では地元住民の5分の4の同意が必要であり、都市計画決定後、計画は永年となるため、変更することは容易ではありません。建築協定は、同意した敷地のみ効力が及びますが、地区全体で効力が及ぶわけではありません。

そこで、条例の中で、「協働による街づくりの仕組み」として、「地区街づくり計画」を策定できるように規定しています。

地区街づくり計画の特徴は、より多くの定められるルールの種類があるため、地区計画や建築協定より自由に決めることができ、地区の個性や特徴に合わせた街づくりのルールが決められることです。

地区街づくり計画の手続きは、1. 地区街づくり組織の設立、2. 地区街づくり計画案の作成、3. 市の手続き、4. 土地開発行為の届出と協議という流れで行われます。

この時、2の地区街づくり計画の原案作成時に消耗品や郵送費等の経費がかかるため、「流山市地区街づくり組織活動費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付しています。

簡単でございますが説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(西村委員)

理念は分かりますが実績がないですね。色々と努力をしていると思いますが、具体的にどのようなことをやっていて、なぜ実績に結び付かないのか理由をお聞きします。

(近藤係長)

平和台自治会地区の実績があります。初めに自治会組織の実施計画が立ち上がり、その後、地区街づくり計画に移行しました。自治会組織で足掛け2年半位、自治会から案をいただき活動補助金を2年間交付しました。

そして、今動いているところとしては江戸川台東商工業協同組合です。こちらは民間の補助金などを使用し、こちらの補助金は使わずに街づくりの案を作成していますので状況を見て支援していきたいと思います。

(西村委員)

今、具体的なものは無いのですね。

(近藤係長)

地区街づくり計画を最終的に選ぶとき、街づくりのルールから先に決めます。その中でこういった制度を活用して街づくりを実現していくのか、という流れになります。

街づくりのルールを決めるところでは交付金は入れません。

(西村委員)

なぜ進まないのですか。件数が伸びないのですか。

(近藤係長)

街づくりのルールというのは、地域全体の皆さんの合意形成が必要で、これに時間がかかるということがあります。

2～3年ぐらいかけて議論していきますので動いていないということではありません。

(西村委員)

私は、流山は核のない街だと思っています。核というのは中心のことですが、この制度は核づくりに結び付かないのですか。

(近藤係長)

街づくりは、市の総合計画に則って都市計画マスタープランを作り、地区街づくり計画は、更にきめ細やかなルールを決めるという流れになっており、全体像よりも地区ごとの各論になります。

(山口会長)

前回の時も実績が見えないとの答申をしましたが、2年間も具体的な実績もないのに予算化する意味はありますか。担当として指導・援助しているのですか。

(近藤係長)

今は、江戸川台東地区の商店会の皆さんを中心とした街づくりの団体があります。その中で自分たちでプランを考え、その案を市に報告いただいている状況です。

私達としては全体を見るために、江戸川台東まちづくり協議会に街づくり相談員を派遣して側面的な支援を行おうと考えています。すぐにでもやりたいという要望はありますが、市としては住民の合意がとれているのか、今の時点では判断しかねますので、街づくり相談員を派遣して調整を行う予定です。今後、東京理科大学や地域の多くの皆様とタイアップし情報収集を行っていきます。

平和台は、かなりスピーディーに動きましたが、案ができてから3年はかかっています。

(山口会長)

予算計上の意味を聞いたのですが、担当としては計上しておいた方が進みやすいということですか。

(近藤係長)

はい、そうです。

(山口会長)

相談員の派遣は、江戸川台以外にありますか。

(近藤係長)

今のところ江戸川台だけです。今年は年4回の予定です。

(川上委員)

補助金の額が1件5万円で、どのようなことをやるかによっても違うと思いますが補助申請など手続きの面から見ても手間がかかるし少額すぎるので、もう少し積極的に参加できるような補助金にならないのですか。

(長橋都市計画課長)

この補助金は、必要経費の2分の1、5万円までとしているので、計画案を作るのに掛かった経費(地区住民への郵送費等)で8万円しか使わなければ補助金は4万円となります。

(川上委員)

計画策定のための経費に対するものであって、街づくり自体にかかる費用ではないのですね。

(長橋都市計画課長)

そうです、あくまで計画を作るための経費に対するものです。

(川上委員)

多くの自治会が参加(動ける)出来るような補助金にできないのですか。

(長橋都市計画課長)

地区によって店舗が多い地区や戸建てしかない地区など形態が違うのでルール決め方も違ってくるため合意形成の取り方も難しくなります。

(山口会長)

難しいのは分かりますが、自治体が主体的にやるのではなく市民の側から案が出てくるのが理想の事業ですから何とか実績を上げるべく考えてほしいと思います。

他になれば、以上で都市計画課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【都市計画課 退室】

【コミュニティ課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いたします。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、2件ありますので初めに「市民まつり事業費補助金」について説明をお願いします。

(樋口コミュニティ課長)

「市民まつり事業費補助金」についてご説明申し上げます。

本補助金は昭和53年度に創設され、(昭和59年度からコミュニティ課が所管)流山市民まつり実行委員会が主催する、市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図り「豊かで活力のあるふるさとづくり」に資するため開催する「市民まつり事業」

に対する補助金です。

補助額は、300万円を限度に補助しています。

次に、市民まつり実行委員会の構成は、市民まつりの実施目的に賛同する市内諸団体により組織され、平成29年度では13団体です。

補助金等審議会からの評価では総合評価Bの判定をいただいております。その中で「本市のイベント行事として地域活性化に寄与していることは認められるが、補助は長期・固定化にある。行政に依存しない組織・事業づくりに向けて一層の改善の必要がある。」との指摘を受けています。

その後の改善については、行政との役割分担として、実行委員会には、名刺広告、協賛金などの確保やイベント出演者の決定などを行っていただき、市としては、姉妹友好都市との交流事業、実行委員会の事務的なサポートを行ってしています。

また、参考資料として、過去3年間の市民まつり収支決算状況について、一覧にして添付いたしました。

今年の第39回市民まつりは、10月29日に総合運動公園で開催する予定となっております。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

前回の審議会では、なるべく行政に依存しないように、事業収益などを図りながらやっていただきたいと指摘したところですが、説明いただいた平成29年度13団体というのは実行委員会に加入している団体の数ですか。

また、どのような団体ですか。

(樋口コミュニティ課長)

13団体は組織に加盟している数で、商工会議所、建設業協同組合、観光協会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、中央ロータリークラブ、PTA連絡協議会、社会福祉協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会、青年会議所などです。

(山口会長)

補助の長期・固定化というのが、どうしても指摘の対象となりますので、事業収益などは考えていただく必要があると思います。

(西村委員)

行政に依存しない組織作りに向けての改善で、実行委員会と行政の役割分担を明確化したと言われましたが、その効果はどのように現れていますか。

(樋口コミュニティ課長)

市民まつりの他に花火大会などもありますが、商工会議所に間に入っていただき、同じ団体に補助が偏らないように割り振っていただいております。

(山口会長)

他に質疑がないようですので、次の説明をお願いします。

(樋口コミュニティ課長)

次に「流山市民活動団体公益事業補助金」について、ご説明申し上げます。

本補助金は、流山市の目指す「協働まちづくり」を担う市民活動団体が、自発的に
行おうとする、市民目線による先駆性や柔軟なアイデアなどの創意工夫が活かされた
市民提案事業であり、「公益性」が高いと認められた事業に対する補助金です。

なお、事業の審査については、「流山市協働まちづくり提案調整会議」により公開
審査を行っております。

補助額は、事業費の7割補助で、一事業100万を限度に補助をしています。

「協働まちづくり提案調整会議」は、市民提案事業を審査し、事業への助言や成果の
評価を行っております。

また、構成は、学識経験者、市民公益活動経験者、公募市民、市職員で現在10名
の委員で構成しています。

平成18年度から平成29年度補助金交付実績は、利用団体数が、36団体で、1
01事業を実施しています。

このうち、平成29年度については、8団体8事業を認定しています。

次に、補助金等審議会からの評価等については、総合評価 A 「妥当である」と
の判定をいただいております。

また、担当としては、市民活動団体の多くは、経済的な基盤が弱く、活発な公益活
動を展開していくには、今後も財政的支援は必要と考えます。

説明は以上です。

(山口会長)

この事業については団体の活動を新聞等で見たりしますが、何か質問はありますか。

(西村委員)

どのような団体が、どんな事業をやっているか何か具体的なものはありますか。

(樋口コミュニティ課長)

これまでの実績をまとめた資料がありますので後で提出します。

(西村委員)

適正化実行プランの表「補助金の推移」の項目で平成28年度の実績件数が空欄と
なっていますが。

(樋口コミュニティ課長)

4件です。

(山口会長)

それでは資料の提出を事務局にお願いします。

他になければ、以上でコミュニティ課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【コミュニティ課 退室】

【社会福祉課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(豊田社会福祉課長)

「社会福祉協議会事業費補助金」について説明をさせていただきます。

社会福祉法人流山市社会福祉協議会は、「社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、全国の都道府県、市町村に地域福祉の推進を図るために設置され行政と一体となった地域福祉事業の推進を図る公共性、公益性が高い団体であり、本市では、昭和42年10月から任意の民間団体として設立され、昭和51年11月に社会福祉法人として認可され、現在に至っています。同協議会は地域住民や社会福祉関係者等の参加協力を得ながら活動を展開するということで「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられている「公共性」という二つの側面を持った法人です。その同協議会が行う行政と一体となった地域福祉事業の推進のための人件費を含む、事業の一部を補助することにより、当該事業の円滑な推進に資するものであることから補助金を交付しております。

それでは5つの判断基準に沿って説明させていただきます。

「公益性」ですが、「社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、1市町村1社会福祉協議会」と定められています。

その行う事業は、市の政策目的であり「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」と合致していると考えております。

また、流山市総合計画をはじめ流山市地域福祉計画等と連携し流山市地域福祉活動計画を策定し、行政の他、地域の皆さんと福祉活動を展開しております。

次に、「公平性」ですが、「社会福祉協議会」の事業は、市内全域、全市民を対象とし、対象者に偏りのない公平性のある事業を行っております。また、老若男女を対象に公平に事業を展開しております。

続きまして、「必要性」ですが、「社会福祉協議会」が行うすべての事業につきましては、「地域福祉の推進を図ること」を目的としており、このことは全市民の福祉の推進に繋がるものです。そして民間社会福祉法人ではありますが、本来は、行政で行うべき採算の取れない「福祉活動事業」、「ボランティア活動推進事業」、「共同募金配分金事業」「資金貸付事業」などの事業部門を行っております。

こうしたことから、「公益性」、「公平性」、「必要性」が非常に高く、行政の一翼を担っていることから補助を行う必要がある事業と考えております。

次に、「効果」ですが、住民や行政の福祉関係機関と連携した事業活動を展開し、地域社会の推進に大きな役割を果たし効果を上げております。

たとえば地域ぐるみ福祉事業として市内16小学校区に設置されております、「地

区社会福祉協議会」という協議会がありますが、「これらは子育てサロン」、「児童との昔遊び」、「高齢者見守り活動」などを実施しており、この「地区社会福祉協議会」に対しまして、活動を支援しております。

また、ボランティア活動の推進におきましては、流山市ボランティアセンターを設置して、ボランティアの募集、要請、登録、斡旋、活動の支援などを行っており、平成28年度からは、通常のボランティアの他に災害ボランティアの養成、災害ボランティアセンターの設置及び災害ボランティア活動訓練を行い万一の災害にも備え取り組んでおります。

なお、平成28年度末でボランティア数は、個人では748人、グループでは68グループ1,304人、合計で2,052人の登録があります。

次に、「適切性」ですが、「社会福祉協議会」の事業は、執行機関である理事15名や監事3名を外部から選出しています。また議決機関である評議員を、市職員を含め、自治会、商工会議所、医師会など40名で構成し、予算や事業計画、決算、補正予算などを決めており、不正がないよう適切に運営をしております。

続きまして、26年度に答申を受けております。その答申内容と改善についてご説明申し上げます。

平成26年度の補助金等審議会でも「B評価」であり、26年度に人件費の見直しや、内部留保金の取り崩しの改善・改革の実績を評価いただきましたが、収益のある事業もありますが、先に説明しました、社会福祉活動事業やボランティア促進事業等採算の取れない事業を担っていることと、近年は事務管理業務の業務負担が大幅に増え、現人員では限界に近い状況から人件費の増加等により、同協議会から、人員以上に需要がある旨の要望を受け、翌平成27年度から42,052千円に増額いたしました。増額とはなっていますが、平成25年度から比較すると約790万円の1割以上減額となっております。

人件費の見直しにつきましては、平成26年度から28年度においては、昇給の延伸や従来4号給のところを2号給に留める昇給の抑制、55歳での昇給の停止、地域手当や時間外勤務手当の削減を実施しました。

収入については、平成28年度からは従来の募金等に加え、チャリティコンサートを4回開催し、新たな財源確保にも努め、今年11月には、その創意工夫と募金の伸び率から千葉県共同募金会より表彰されました。29年度からは、新規にホームページによる広告収入も行いました。

また、休日、夜間に映画等の撮影に協力し、製作会社から寄付を呼びかけることもしております。

時代により需要と供給がありますが、近年は、高齢化社会の進行による生活支援事業、生活困窮者も急増し、事務量が増加している状況にあります。事業内容等を見直し人口増減等を見極めながら、自主自立に向けて緩やかに減額を検討していく必要があると考えられます。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

前回、平成26年度の審査会からの指摘を受け、内部留保金の取り崩しや人件費等の見直し改善を行い、27年度から予算の削減を行ったことは、審議会としても評価させていただきます。

しかし、社会福祉法人であっても自主自立が基本と思いますので、極力、補助金に頼らないような運営に努力していただきたいと思います。

(西村委員)

地区社会福祉協議会と市の社会福祉協議会との関係はどうなっているのか、上下関係はあるのですか。

また、この補助金が各地区の地区社会福祉協議会に行くことはあるのですか。

(豊田社会福祉課長)

上下関係はなく、それぞれ独立して動いております。

また、この補助金は市の社会福祉協議会の法人運営費や当該法人が直接行う地域福祉推進事業、共同募金配分金事業、資金貸付事業などの一部に充てられており、地区社会福祉協議会の事業などに充てられることはありません。

(西村委員)

平成26年度に補助金を減額し、平成27年度から増額して、その後横ばい状態で来ていますが、事業運営などはきちんとできていますか。

(豊田社会福祉課長)

繰越金の基金積み立てなど財政計画がまだきちんとできていないので、社会福祉協議会と話し合いながら、収入が増えれば補助金を減らすことも必要ですが、今は収支不足については繰越金(内部留保資金)の取り崩しで様子を見たいと思います。

(川上委員)

人件費の見直しをしたということですが、これを削るのではなく質の良い方に長く働いてもらうようにした方が良いと思います。

また、職員の中には市の天下りとか入っていないか、幹部職員の人件費はどうなっているかお聞きします。

(豊田社会福祉課長)

他市では、現職の職員が出向していますが、本市では、市のOB職員を事務局職員に採用し、再雇用程度の人件費で低く抑えております。

(山口会長)

他になければ、以上で社会福祉課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【社会福祉課 退室】

【学校教育課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(前川学校教育課長)

「小中学校特色ある教育活動推進事業協議会育成助成金」についてご説明申し上げます。

学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与する為の補助金であり、通常の授業では、体験のできない貴重な事業を学校ごとに展開しています。

この事業につきましては、体験活動事業、地域交流事業、部活動充実事業、その他特色ある教育活動のために必要と認める事業の4事業により、行うものです。平成28年度の事業内容につきましては、養殖体験事業や落語体験事業、職業体験事業等が実施され、また地域交流事業では、学校地域合同防災事業に東部中学校生徒が参加し東部地区24自治会と協力し合同防災訓練を通して地域の方々との交流が深まり、地域の担い手としての自覚が芽生え、地域に関わっていこうとする姿勢が強まったとの効果も得られていると考えます。

さらに、部活動支援事業では、東葛駅伝支援事業や北部中学校の太鼓隊の活動や吹奏楽部支援事業等が実施されています。

最後にその他特色ある教育活動の為に必要と認める事業については、坂川環境保全事業や幼・保・小交流事業、芸術鑑賞事業等児童生徒の成長や学びに繋がる事業が行われています。

これまでの補助金等審議会からの指摘については、この事業の内容及び、その成果が見えないとの意見があり、事業成果の検証を明確にし、次の事業に反映するよう改善が必要とのことでした。

そこで、年度始めに各小中学校とのヒアリングを実施し今年度の主となる事業内容の確認や昨年度の事業における反省点等を取り上げ、対応しているところとです。

また、各学校の事業内容については、流山市のホームページに掲載しています。

さらに、平成27年の決算審査特別委員会では、この補助金の要綱が整備されていないことを指摘されていましたが、要綱を制定し平成27年4月から施行されています。事業内容を明確し、効果的な事業になるよう今後も指導してまいります。

補助金等審査の判断基準の公益性、公平性については、市内児童生徒を対象とした助成金であり、前段で説明したとおり、学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与するため、普段の授業では、経験することのできない事業のなかで、福祉についての知識や地域との関わりの中から貴重な体験をさせることのできる事業です。

また、この事業は、マンネリ化等を解消する為、教育委員会でヒアリングを実施し、新たな事業への取り組みや、継続し取り組む意義等についても指導しています。

さらにこの事業は、児童生徒の今後の成長に役立ち、各小中学校の独自の発想のもと特色ある教育活動を行うための必要な助成金です。

効果の検証をヒアリングの中で確認し、次年度の計画に繋げていく為、効果的な事業については、推奨し、予算についても、傾斜配分しています。

事業計画に基づき、各小中学校で事業を行い、実績報告書についても、適切に報告されています。会計処理についても適切に処理しています。

今回はお手元の資料に事例として小山小学校で実施している「ヒラメの養殖事業」を皆様に紹介させていただきました。

また、他の小中学校の活動状況についても流山市のホームページに掲載されていますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(中村副会長)

3年前の審議会ヒアリングから見て事業内容や成果に対する改善が多く見られ素晴らしいと思います。

しかし、学校毎に均一に分配するのではなく内容によって助成額を変えてしまうと、公立学校であるのに格差が出てしまうと思いますが。

(前川学校教育課長)

大きな金額の違いというのはありませんが、結果的に事業内容や生徒数などで掛かる費用も違ってまいりますので、必要などころに必要な配分をするという考えです。

(中村副会長)

おおたかの森小学校や小山小学校、南流山小学校が、何をするにも先に取り組んでいるという雰囲気があり、盛り上がっている学校とそうでない学校とで差が出てしまうのではないかと思います。

(前川学校教育課長)

どの学校も特色を持っているので、必ずしもおおたかの森など特定の学校に厚くするという事では無く、校長会等で情報交換をしながらお互いの学校の良いところを学んでいますので特定の学校に偏るということはないと思います。

(中村副会長)

金額の差というのはどの位ですか。

(染谷係長)

基本的には、1校当たり13万円ですが、多い学校で15万円、少ない学校で12万9千円です。

(西村委員)

平成12年度にこの助成金が創設されていますが、そもそも、学校の特色ある教育活動を支援しようとした動機は何か。

(前川学校教育課長)

国の中央政策審議会の答申があり、学校の特色ある教育活動を支援するもので地方公共団体の校長裁量で執行できる予算措置が必要であるということに従って創設しました。

(西村委員)

例として「ヒラメの養殖指導計画」の資料がありますが、この他にどのようなものがありますか。

(前川学校教育課長)

吹奏楽支援事業など、詳しくは市のホームページに掲載しております。

(山口会長)

以前の審議会の時にホームページでの公開を予定しているという話があり、公開するのであれば、生徒たちの感想や意見なども併せて公開するという意見を言いましたが、それも含まれていますか。

(染谷係長)

各学校の活動報告の中に載っておりますので、ぜひご覧になってください。

(神田委員)

実施された事業の中で、職業体験や防犯防災に関するものがありますが、このようなテーマでは公的な人が動くので謝礼金など掛からないと思いますし、落語体験などにしても、12万9千円は高くないですか。

(染谷係長)

学校毎に1事業ということではなく、色々な事業を実施しておりますので、1つの事業だけで12万9千円使っているものではありません。

(山口会長)

他になれば、以上で学校教育課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【学校教育課 退室】

【国保年金課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いたします。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(今野国保年金課長)

「はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金」についてご説明申し上げます。

まず、補助金等の趣旨、目的については、国民健康保険法第82条第1項におきまして、『保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない』と規定されていることから、「流山市国民健康保険あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施設の利用に関する規則」を平成3年3月29日に制定しました。

これにより、被保険者の健康増進及び健康保持を図り、国民健康保険事業の健全な運営に繋げることを目的として、施設利用者に助成金を交付しています。別添の資料では1の内容になります。

続いて、資料では2になりますが、助成金の内容は、国保保険料に未納がない世帯に属する60歳以上の市指定の施設で施術を受ける被保険者に対して、申請により1月2枚、最大24枚の利用券を交付します。申請時に、資格確認と対象条件があるかを確認し、適正実施に努めています。

なお、現在市指定施設は52施設で、1枚の利用券は500円です。

効果としては、左下の太枠内、末梢神経疾患又は、運動器疾患の自覚症状を解消することで、被保険者の疾病の予防、健康の保持増進を図り、もって医療費の増嵩を抑制します。

また、当該助成金は後期基本計画に位置付けた保険事業の一環として実施しています。右下の太枠内になります。

補助金の推移を見ますと、助成件数が減少の傾向となっています。

これは、被保険者数が減少傾向にあることからのものであると考えています。資料の3をご参照ください。

国民健康保険被保険者は高齢化が進んでおり60歳以上の被保険者割合は現在55%を超えており、今後は当該助成の需要は増加するもの考えます。資料の4を参照ください。

なお、資料の5は、年齢階層別の医療費割合のグラフです。

65歳以上の医療費が65%以上をしめ、年々増加している事が解ります。

また、末梢神経疾患又は、運動器疾患の自覚症状を解消、改善することで、高齢者のひきこもり、身体衰弱の予防となり被保険者の疾病の予防、健康の保持増進を図り、ひいては医療費の増嵩を抑制するものと考えます。

したがいまして、当該助成金を実施する上での公益性、公平性、必要性、効果、また適正性については概ね満たしているものと考えています。

平成26年度に頂いている答申では、「本助成金は概ね妥当である。ただし、本制度は一般会計からの繰入金に大きく頼っている現状であり、助成にあたっては、より一層適正な運用・改善に努めるよう要望する。」とされB判定をいただいています。

本来であれば、本助成金を含む保健事業は、被保険者から徴収する保険料から賄うこととなりますが、国民健康保険財政を維持するために十分な保険料を徴収するに至らないことから、財政運営に必要な財源確保を一般会計に頼らざるを得ない状況にあります。

平成30年度からは、国保の財政運営責任を都道府県が担うと共に、国費を投入し財政の安定化を図る改革を行います。

この中で、決算不足分の一般会計繰入による赤字補てんの削減・解消を計画的に実施することとしているところです。

このことは、被保険者の保険料負担増にもつながることから、慎重に検討すると共に、国や県に対し更なる保険料負担の軽減措置等を要望していきます。

資料の6は、国保広域化に伴う保険料負担のイメージ図ですが、自然増や広域化による負担増を見込み、解りやすく極端な右肩上がりになっています。上に載っているのが広域化により措置される予定の激変緩和に充てられる公費分で、中の網掛けが保険料、下部分が一般会計繰入金になります。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(山口会長)

県に移ると将来的には市の負担はなくなるのですか。

(今野国保年金課長)

国保改革の中で、赤字補てんは計画的に解決していただきたいと、当初から言われているところですが、各保険者の地域の実情といったものがあります。

また、いっきに一般会計繰入をなくすことは被保険者の保険料負担が上がってしまうということがあります。

しかし、目標としては赤字をなくすという計画になっています。

(山口会長)

保険料は各市で違うのですか。

(今野国保年金課長)

各市で医療費を算定し、それに見合う公費を除いた分を保険料として負担してもらい県全体の保険料とします。

そして、この保険料が各市町村に配分されるわけです。しかし、なぜ改革するかというと市町村間の格差を是正することにあります。

保険料の平準化を図ることが目的ですが、各保険者の所得水準、医療水準それから被保険者数、それによって若干の差は出てきます。そして、財政安定のために国庫、国の補助金を投入しています。県内の被保険者の負担を同じにすることが、最終目的です。

(山口会長)

はり・きゅう・あんま等の助成金は他の市町村も同じですか。

また、国保改革により運営責任が県に移った時には、これも平準化することになるのですか。

(今野国保年金課長)

助成金は他市もほぼ同じですが、対象者や助成金額で多少の違いはあります。

保険事業というのは保険者ごとに行っていて、これはやらなければいけないという事業ではありません。

なぜやっているかというのと、この事業をやることによって医療費の削減を目標にしています。

また、この事業費は県からの交付金には含まれないので、やるのであれば市町村の特別会計の中で判断することになりますし、保険料の収納部分で賄う事業です。

(西村委員)

平成29年度予算で要求額が減ったのはどういうことか。

(今野国保年金課長)

資料の3「補助金の推移」を見ていただくと分かりますが、被保険者数が減ったことにより助成件数も減ったためです。

(山口会長)

流山市は若い人口が増えて高齢者の割合が減っていることに関連しますか。

(今野国保年金課長)

国民健康保険の被保険者は社会保険などに入れない方です。現在の流山市に転入する方のほとんどが若い人でサラリーマンなので国民健康保険に加入する方はあまりいない状況です。

(神田委員)

流山市では国保料の未納者はどの位ですか。

(今野国保年金課長)

収納率で言うと、現年分で92%、滞納繰越分38%、トータルでは83%です。滞納者は1割位です。

(山口会長)

流山市の収納率は他市と比較して良い方ですか。

(今野国保年金課長)

千葉県が全国では高い方ではないのですが、県内では本市は上位になっています。

(川上委員)

はり・きゅう・あんま等が実際に医療費削減に役立っているというデータはありますか。

(今野国保年金課長)

医療費に反映しているかというのは追跡調査をするにしても対象の数があまりにも少ないのでデータを取るの難しいです。

(川上委員)

この助成金は国保加入者だけのもので、市民全体を対象としていないということでは公平性に欠けると思いますが。

(今野国保年金課長)

国保料収納で賄われる事業ですので国保加入者だけのものになっていますが、一般

会計からの繰り入れを当てているという点ではそういうことも言えると思います。

(山口会長)

他になれば、以上で国保年金課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【国保年金課 退室】

(山口会長)

本日のヒアリング分の評価表の提出ですが事務局で提出日等ありますか。

(事務局)

ヒアリングの最後の日が8月23日で、この1週間後8月30日に審議会があるので8月23日以外(前4回分)の評価表は8月23日までに提出いただき、8月23日(最終ヒアリング分)については、できるだけ早く事務局に提出いただければ8月30日にまとめられると思います。

(山口会長)

それでは、以上の日程で提出をお願いします。

また、ヒアリング対象外の評価表についても8月23日までに提出いただきたいと思います。

以上で、第4回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 11時45分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝